

天王寺区における生涯学習等に従事する団体の講師に関する学校敷地内駐車許可取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、天王寺区で生涯学習等に従事する団体の講師が、身体障がい等により公共交通機関の利用が困難で自家用車で来校せざるを得ない場合に、学校敷地内に余裕があるときに限り、円滑かつ安全に駐車できるようにするため、駐車許可の基準及び手続等を定めることを目的とする。

(適用団体及び適用者)

第2条 この要領の適用対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の団体とする。

- (1) 各区内市立小学校 生涯学習ルーム事業
- (2) 各区内市立小中学校 学校体育施設開放事業
- (3) 各区内市立中学校区 総合型地域スポーツクラブ

2 この要領の適用者は、対象団体に従事する講師のうち、学校長が敷地内駐車の可能性を認める者とする。

(定義)

第3条 この要領において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「敷地内駐車」とは、各学校敷地内における駐車をいう。
- (2) 「許可証」とは、第9条の規定により交付する敷地内駐車許可証をいう。

(許可の要件)

第4条 学校長は、身体障がい、内部障がい、難病その他の健康上の事情により、徒歩移動が著しく困難であり、学校敷地内に駐車する余裕があるとともに校内の安全管理上支障がないと認める場合に、敷地内駐車を許可する。

(対象車両・登録)

第5条 敷地内駐車の対象となる自家用車（以下「対象車両」という。）は、駐車許可を受ける講師が使用する車両であって、第6条の申請により登録された車両とする。

2 講師は、対象車両の変更が生じたときは、速やかに学校長に届け出なければならない。

(申請)

第6条 敷地内駐車のを許可を受けようとする講師は、対象団体の長を通じて、学校敷地内駐車許可申請書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、審査に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、次の資料の提出（写しを含む。）を求めることができる。

- (1) 身体障がい者手帳、診断書、医師意見書等（必要性を確認できる資料）
- (2) 車検証等（車両確認に必要な資料）

(審査・決定)

第7条 学校長は、申請内容を審査し、敷地内駐車の許可又は不許可を決定する。

2 学校長は、許可に当たり、許可期間、駐車場所、掲示方法その他必要な条件を付することができる。

(許可期間)

第8条 許可期間は、学校長が必要と認める期間とし、最長5年とする。

2 学校長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、許可期間内であっても許可条件の変更、更新手続の請求又は許可の終了(取消しを含む。)を行うことができる。

(1) 講師委嘱・契約等が終了したとき

(2) 申請内容(車両、必要性等)に重要な変更があったとき

(3) 学校行事、工事、災害対応その他の事情により運用変更が必要なとき

(4) その他、学校長が必要と認めたとき

(許可証の交付・掲示)

第9条 学校長は、敷地内駐車を許可した講師に対し、敷地内駐車許可証(様式第2号)を交付する。

2 講師は、来校時、許可証を車両の外部から確認できる位置(フロントガラス内側等)に掲示しなければならない。

(駐車場所・利用条件)

第10条 講師は、学校長が指定する場所その他学校長が認める範囲内において敷地内駐車を行うものとする。

2 学校長は、学校行事等の都合により、駐車場所の変更又は利用停止を求めることができる。

3 講師は、敷地内においては最徐行し、児童生徒及び来校者の安全を最優先しなければならない。

(禁止事項)

第11条 講師は、次の行為をしてはならない。

(1) 学校長が指定する場所以外への駐車又は通行の妨げとなる停車

(2) 敷地内駐車許可証の貸与、譲渡又は複製

(3) 学校の安全管理上の指示に反する行為

(個人情報・健康情報の取扱い)

第12条 学校は、申請により取得した個人情報及び健康情報(身体障がい者手帳の写し等)を、敷地内駐車の審査及び運用管理の目的に限り利用する。

2 学校は、前項の目的のために必要な範囲で、資料の写しを保管することができる。

3 学校は、取得した個人情報及び健康情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な安全管理措置を講じなければならない。

(事故・損害等)

第13条 敷地内駐りに伴い生じた事故、盗難、車両損傷その他の損害について、学校は一切の責任を負わない。

2 講師は、敷地内で事故等が発生した場合、速やかに学校へ連絡するとともに、関係法令に基づき必要な措置を講じなければならない。

(許可の取消し)

第14条 学校長は、講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、敷地内駐車の手続きを取り消すことができる。

- (1) この要領又は学校の指示に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正があったとき
- (3) その他、許可を継続することが不相当と認めるとき

(委任)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

学校敷地内駐車許可申請書

申請日：令和 年 月 日

大阪市立 小学校長 様

(団体名及び会長名)

天王寺区における生涯学習等に従事する団体の講師に関する学校敷地内駐車許可取扱要領第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者情報

氏名：

所属団体（事業名）及び担当内容：

住所：

電話番号：

2 駐車許可を希望する理由（該当するものに○、必要に応じて詳細を記載）

身体障がい・内部障がい・難病・その他（ ）

補足（歩行困難の状況、配慮事項、公共交通機関の利用が困難な事情等）：

（ ）

3 利用予定

利用期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

主な来校曜日・時間帯：

4 車両情報

車両所有者：

車種（メーカー／車名）：

車体色：

ナンバー（登録番号）：

使用者同意事項（チェック）

- 資格 学校長が指定する場所へのみ注射し、敷地内は最徐行とし、学校の指示に従います。
- 許可証の貸与・譲渡・複製をしません。
- 事故・盗難・車両損傷等が発生した場合は速やかに学校へ連絡し、自己の責任で対応します。
- 申請により提供した個人情報・健康情報は、駐車許可の審査及び運用管理の目的に限り取り扱われ、必要最小限の範囲で保管されることに同意します。
- 登録車両に変更が生じた場合は、速やかに変更を届け出ます。

(様式第2号)

学校敷地内駐車許可証（掲示用）

- 用途：
（例：天王寺小学校 生涯学習ルーム 生け花教室用）
- 氏名：
- 登録車両ナンバー

- 許可期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 駐車場所：学校長が指定する場所

発行日：令和 年 月 日
大阪市立 学校
学校長

印

【注意】

- 来校時は、フロントガラス内側等の外部から確認できる位置に本証を掲示すること。
- 本許可証の貸与、譲渡又は複製は禁止する。
- 敷地内は最徐行し、児童生徒の安全を最優先すること。
- 学校行事等により、駐車場所の変更又は利用停止を求める場合がある。